

支出証拠書

04/9/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	月間『ガバナンス』購読料		
年月日	令和6年4月1日～令和7年3月31日	金額	9,900 円

目的	各種情報収集と研究
使途	月間『ガバナンス』購読料 (本年度分)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>契約購読期間が令和4年9月号から令和7年8月号(36ヶ月間)のため各会計期間で案分し充当する (本年度:令和6年4月号から令和7年3月号の12ヶ月分を充当)</p> <p>29,700円×12/36=9,900円</p> <p>令和4年度分 5,775円(4年9月 整理番号 9-10 参照) 令和5年度4月分 825円(5年4月 整理番号 4-1 参照) " 5~3月分 9,075円(5年5月 整理番号 5-1 参照)</p> <p>* 令和6年度 9,900円 ← 今回充当分</p> <p>令和7年度4~8月分 4,125円</p>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,900円	100%	9,900円

(参考)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和4年9月16日～令和 年 月 日	金額	5,775 円

目的	各種情報収集と研究
使途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<<領収書貼付枠>> 契約購読期間が 2022 年 9 月号から 2025 年 8 月号のため各会計期間で案分し充当する (本年度 2022 年 9 月号から 2023 年 3 月号 (7 か月分) を充当) $\rightarrow 29,700 \text{ 円} \times \frac{7}{36} \text{ 月} = 5,775 \text{ 円 (令和4年度分)}$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,775 円	100 %	5,775 円
		100 %	

請求書

佐野 愛子

様 令和 4年 8月 30日

東京商工振興会(株)発行日誌(発行番号)136-8375

株式会社きよせい

代表取締役 成吉 弘次

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。(10%) (0422-0009489)

ご請求額 ¥29,700.-

お得意様名 (請求先)

お支払は 令和 4年10月31日までにお願いします。

E

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 2022年9月号～2025年8月号	購読料	1	29700	29700	

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)

普通預金 4913720 カキヨセイ

01220089058
(49)

(受打電項目) カノアコ

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-16	23003	A96150001
取扱店	ワジエタ	
払込口座	00140-8	10000
払込金額	*29,700	料金 *0
振替受付票		
00140 8 10000		
株式会社きよせい		
29700		
みずほ銀行 東京営業部		
普通預金 4913720		
カキヨセイ		
静岡県静岡市		
佐野 愛子		
受打電項目		
記号番号		
とっても便利!安心!オトク! ゆうちょデビット サービス開始!		

2024.4月~2025.3月

12/36

支出証拠書

3/26

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和6年4月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和6年3月26日～令和 年 月 日	金額	50,220 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-03-26	23003	通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N094	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルトシアオキ		
送金料金	*440円	
振込予定日	06-03-26	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

案分の理由 政務活動、後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	100,440円	1/2 %	50,220円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和6年4月分)		
年 月 日	令和6年4月5日~令和 年 月 日	金 額	6,840 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> *月額リース料金 (32,655 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を 除いた金額 (13,681 円に 1/2 を乗じた額) 6,840 円を充当する 計算根拠を別紙添付する 5 年 4 月 整理番号 4-4 参照	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,681 円	1/2 %	

04月16日 13時32分時点

[ページを印刷する](#)

照会口座

04月16日 13時32分時点

照会内容を確認する

(全2件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
	2024年04月05日分	出金	32,655円			おカマ付入

04月16日 06時00分時点

[前ページ](#)[次ページ](#)[ダウンロード](#)

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

整理番号	4-4
------	-----

(務務)

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(務務) 事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和5年4月分)		
年 月 日	令和5年4月5日～令和 年 月 日	金 額	6,840円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>*月額リース料金 (32,655 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (13,681円に 1/2 を乗じた額) 6,840円を充当する 計算根拠を別紙添付する</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	13,681 円	1/2	6,840 円
		%	

自動車リース料の活動費充当額計算根拠

リース料総額 A 1,959,300円 (32,655円/月 60回)別紙リース料参照

対象外経費計 B ▲ 1,138,440円

経費計算		
対象外経費	重量税	▲73,800円
"	任意保険料	▲574,640円
"	メンテナンス料	▲600,000円
対象経費	エンジンオイル料	110,000円 (メンテナンス料の内、対象経費にあたるエンジンオイル料を調整) 5,500円×20回

対象経費 C 820,860円 A-B

月額リース相当額 C÷60回 13,681円
ひと月活動費充当額1/2 6,840円

契約確認票 (MS)

自動車

一般用

保険契約者

住所 トキョウト ムサシノチナチヨウ 2- 4-15
東京都 武蔵野市 中町 2丁目
4番15号柏栄ビルディング

氏名 カブシキカイシャホンダファイナンスグアイョトリ
株式会社 ホンダファイナンス
代表取締役 岩崎 則彦

証券番号 [REDACTED] 明細書
契約日 R 4年12月 2日 受付日 年 月 日
照会指定日 R 5年 2月 2日 新税・更迭 自己 特定
旧証券番号 [REDACTED] 明細書
郵店課支社 静岡 藤枝
(AKJ-76) ☎ 054-686-1888
扱代理店/仲立人 ホンダカーズ藤枝東
(4340-D) ☎ 054-641-0729

★ 保険 R 4年12月16日からPM 4
★ 期間 R 9年12月16日午後4時まで 5年 間
★ 被保険者 [REDACTED] 所有権留保等
★ 記名 #1710

<ご契約のお車> 事業専用車 該当

車名 シトル
仕様 1500 ハイブリッド X
型式 GP7

登録番号 [REDACTED]
車台番号 [REDACTED]

用途車種 自家用小型乗用車
初度登録 H29.11 車検満了
使用目的 業務 排気量

(保険金額 万円) 定格
料率 クラス 車両 9 対人 6 対物 7 傷害 8
総付保台数 ノンシート
年令条件 26才以上補償

<賠償> 保険金額・免責金額(万円)

★ 対人賠償 Δセケソ
★ 対物賠償 Δセケソ 免責 0
★ <傷害>
★ 人身傷害 Δセケソ

13 搭乗者傷害 死亡・後遺障害 1000

★ <車両> 一般補償
車両 115(1初) 新車
免責 0-10

<その他> 対物超過修理費用 人傷諸費用 (入院-後障) 全損時諸費用 レンタカー費
用日額 5,000円 ロードサービス費用
車両保険無過失事故

★ 長期車両 2: 105 3: 90 4: 80 5: 70
車両所有者

★ 合計保険料 574640円

<特約等> おクルマQQ隊 運転者年令条件 搭乗者傷害(死亡・後遺障害) 他
車運転 弁護士費用(自動車事故) 長期保険料一括払 リースOP 傷害一時金(1・10万円) 被害者救済費用
<割増引> [REDACTED]

変更履歴 (変更解約日: 変更確認書作成日: 領収日: 理由)

返付先			
保険料払込方法	一時払	分割 初回払込 保険料	第1回目 円 第2回以降 円
		同払込期日	年 月 日

共同保険(会社コード、引受割合)・分組

車台番号 001 別冊 907 [REDACTED] 分冊
引受 100% 100%
証券作成日 R041206 送付先 1 計上月 R0412 送付No. F169
引受日 即日 引受日

プリント日 R 5. 2. 2

<代理店・扱者/仲立人および引取限り(お宅さま伊交不特)>契約内容のみ表示のため、詳細は契約照会画面で確認。お客さま情報につき取扱注意。使用領士シュレジャー宛送。

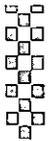
被保性別	(578): 2	被保記号音	(579): [REDACTED]
被保免許証色	(581): [REDACTED]	対物照割吸	(597): 1
レンタ日額	(625): 5000	対物超過費用	(64M): 1
弁償士費用P	(649): ☆ 14530	人身保険料	(651): ☆ 38350
金損時額費用	(692): 2	人身無制限	(699): 1
対人クラス	(702): 6	対物クラス	(703): 7
対畜クラス	(705): 8	保額区分	(708): 3
使用目的	(712): 1	所有権留保等	(715): 1
リース会社C	(73K): C4T	車両無過失	(74G): 1
代償費用P	(75F): ☆ 28660	付随費用P	(75G): ☆ 21130
前契約の有無	(77W): 1	免許有効期間	(778): [REDACTED]
サブC名称	(802): [REDACTED]	AGサブ	(803): 001
AGフリー2	(804): [REDACTED]	AGフリー1	(805): 907
選報フリー欄	(807): 1142	記名被保法令	(81G): 66
被保郵便番号	(82K): 4260132	代理店入力S	(834): 2
任意一時金	(84C): 3	事故係数期間	(87Q): 01
入力代理店	(876): 4340	保険開始時刻	(896): 2
前年事故係数	(93X): 00	前契約期間	(94A): H291216
前契約期間	(94C): R041216	ケアサポート	(95T): ☆ 6180
金損時額費用P	(95X): ☆ 7020	契約継続回数	(950): 4
法人個人区分	(986): 2	領票種類	(994): A1

記名被保険者氏名	(505): 佐野 真子
記名被保険者住所	(506): 静岡県 藤枝市 本郷 286
申込 人 氏 名	(988): 株式会社 ホンダファイナンス 代表取締役 岩崎 則彦
申 込 人 住 所	(991): 東京都 武蔵野市 中町 2丁目 4番15号柏栄ビルディング

☆印がそのその保険料になります
 足ると合計が 574,640円になります

対人 56,520 }
 対物 109,850 } 166,370円
 車両 277,220
 その他 131,050

 保険料総額 574,640円



MSAAD
三井住友海上

佐野愛子
事務所様

前の画面

契約内容 (フリー)

06420
230213 1

証券番号	保険種類	一階用	保険期間
印刷番号	(F46): 1M5056695		受付区分 (F55): 3
証券約款省略	(T15): 1		契約者確認欄 (T57): 1
原簿人ID	(T78):		カスタマーC (Y04): Z-4-15DDDDDDDD
カスタマCD	(Y05): 7		AGサブ2桁 (Y19): 01
契約入力実施	(Y57): 1		入力確定日 (Y61): R041206
入力確定時刻	(Y62): 1447		データ種別 (000): 02
計上年月	(001): R0412		送状番号 (002): 0F169
送状印線	(003): AKJ-76		申込日 (010): R041202
電話番号	(011): 0422-38-0760		郵便番号 (012): 1800006
契約者住所	(013): 東京都 葛飾区 新小岩 2-4-15		住所コード (014): 2533009020
契約者氏名	(015): 佐野愛子		契約者氏名 (015): 佐野愛子
振込口座	(023): AKJ-76		
扱代理店	(025): 4340-D		
保険期間	(030): 5Y	保険開始時刻 (031): 4	
明細親子識別	(032): 0	払込方法 (052): 0	
受付区分	(060): 2	旧証券番号 (061):	
送付区分	(063): 1	AGサブ (065): 001	
AGフリー1	(066): 907	AGフリー2 (067):	
AGフリー3	(178):	車検専用車 (4A2): 1	
4A4	(4A4): 574640	4A5 (4A5): 574640	
年令条件志向	(4F2): 3	運転限定志向 (4F3): 1	
ロードS費用	(4F4): 1	料率用年令1 (4K3): 66	
料率用年令2	(4K4): 67	料率用年令3 (4K5): 68	
料率用年令4	(4K6): 69	料率用年令5 (4K7): 70	
人傷賠償用	(4N1): 1	弁護士費用 (4N2): 2	
被害者救済	(4N3): 1	現場対応区分 (4N6): 1	
車名	(401):	型式 (402): GP7	
仕様	(403): 1500 ハイブリッド X	登録番号 (405):	
初年度登録年月	(406): H2911	車台番号 (408):	
用途車種	(413): 13	総付保台数 (414): 1	
年令条件	(416): 3	無事故割引率 (419): 40	
等級	(424):	前契約等級 (425):	
特約コード	(436): 76	記名被保険者 (444): リア	
記名被保住所	(445): 東京都 葛飾区 新小岩 7-286	車両免責1回 (450): 00000	
車両免責2回	(452): 00010	車両免責1回 (451): 00000	
車両保険料	(454): 277220	車両保険金額 (453): 115	
対物免償額	(457): 00000	対人保険料 (456): 56520	
搭乗1名金額	(460): 1000	対物保険料 (459): 109850	
合計保険料	(463): 574640	搭乗保険料 (462): 15180	
車両金額3年	(465): 90	車両金額2年 (464): 105	
前契約会社名	(473):	車両金額4年 (466): 80	
旧証券番号	(475):	前契約会社C (474): 04	
車両金額5年	(484): 70	対人無制限 (482): 1	
車両クラス	(494): 9	その他事故 (489): 1	
被保個人法人	(576): 1	本土沖積料率 (521): 9	
		被保生年月日 (577): S310207	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内 容	事務所電気料 (令和 6 年 4 月分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 15 日～令和	年 月 日	金 額 6,247 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

6-04-15	(チャカアデンソコ)	電気	12,495
---------	------------	----	--------

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,495 円	1/2 %	6,247 円

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

令和 6年 4月16日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 6年 4月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和 6年 4月15日	12,495円	1,135円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	ご使用量 kWh/m3	領収金額 円	精算額等 円		初回引落割引額 円、銭	記事
					再エネ発電促進課金 円	燃料費調整額 円、銭		
おなまえ		容量		消費税等相当額（再掲） 円				
		おとくプラン		6810			-55.00	
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		60 A	211	619	295		-21.10	
		ピジとくプラン		5685				
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		3 kW	138	516	193		-13.80	

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
 ◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
 月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済
 所在地 名古屋市中区栄町

中部電力ミライズ株式会社

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	内外情勢調査会 会費 (令和6年4月~令和7年3月)		
年 月 日	令和6年4月24日~令和 年 月 日	金 額	253,440 円

会の趣旨・目的	内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進		
会の活動内容等	全国の企業経営者や諸団体のトップが入会し、会員への資料提供や講演活動を行う		
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を本会議や委員会での提言に生かす		
※ 添付書類：団体の会則・ <u>事業概要</u> ・その他 (定款)			

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	253,440 円	100 %	253,440 円

振替払込請求書兼受領証 [振込金(兼手数料)受領書]

この受領証は、大切に保管してください。

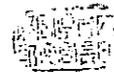
口座番号 加入者名	0 0 1 2 0 3 4 5 1 0 4											
金 額	千 百 十 万 千 百 十 円 2 5 3 4 4 0											
振込先	おなまえ 〒426-0132 静岡県藤枝市本郷286 静岡県議会議員 佐野 愛子 様											
料 金	円 日 附 印 											
備 考												

(ゆうちょ銀行)

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の老舗機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行)



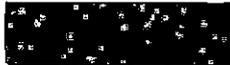
〒426-0132

静岡県藤枝市本郷286

静岡県議会議員
佐野 愛子

様

お客様番号



領収証

静岡県議会議員
佐野 愛子

様

領収日

領収金額 253,440円
(消費税等 23,040円を含む)

領収番号 4120104

期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

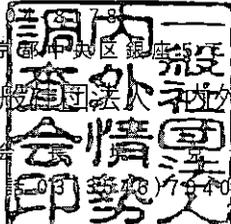
▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	領収金額
会費		1	19,200	12	230,400
		10%	【対象金額】		230,400
			【消費税等】		23,040

上記の通り領収いたしました。

〒100-8781
 東京都中央区銀座5丁目15番8号
 一般社団法人 静岡県外情勢調査会
 電話 (03) 7640-7640




請求書

静岡県議会議員
佐野 愛子

様

請求金額 253,440円
(消費税等 23,040円を含む)

請求期間 令和 6年 4月 1日~令和 7年 3月 31日
(支払期日 令和 6年 4月30日)

請求日

請求番号

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-5-8
一般社団法人 国際情勢調査会
電話 03-7400-7000

登録番号: T1010005018622

種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	19,200	12	230,400
			10% 【対象金額】		230,400
			【消費税等】		23,040

この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。(TEL:054-252-1823)



一般社団法人

内外情勢調査会

[トップページ](#) > 内外情勢調査会とは

内外情勢調査会とは

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、1954年12月に設立されました。全国各地の企業経営者や中央省庁、地方自治体トップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図っています。講演会は、全国の会員を参加対象とする全国懇談会と、全国各地域の会員で構成する149カ所の支部での支部懇談会があり、それぞれ10回以内開催、講演会の年間開催回数は1500回超に上ります。講師には、有力政治家、経済団体首脳、海外主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、スポーツ、文化などさまざまな分野の著名人・有識者を招いています。

役員名簿

一般社団法人

内外情勢調査会

会員サービスFAQ

お知らせ



一般社団法人

内外情勢調査会

[トップページ](#) > [業務財務関連資料](#) > 定款

定款

2024年3月18日（月）

昭和29年12月1日設立昭和30年2月4日許可平成15年11月1日改定平成24年4月1日改定令和3年6月30日改定令和4年6月29日改定

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

（目的）

第3条 国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うとともに、地域社会と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。（1）講演会等の開催（2）国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査（3）前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布（4）前2号の委託および受託（5）図書等の刊行（6）

会員相互の交流と健全な発展に資する事業（7）その他この法人の目的達成に必要な事業2
前項の事業は、日本国内および海外で行う。

第3章 会員

（種別）

第5条 この法人に次の会員を置く。（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体（2）一般会員 この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人（3）名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で会長が承認した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 この法人の正会員および一般会員になろうとする者は、総会において定める一般社団法人内外情勢調査会入退会規程（以下「入退会規程」という。）に基づき、入会申込書を会長に提出して、会長の承認を得なければならない。2 会長は、前項の申込みを受けたときは、入退会規程に基づき、当該申込みを承認するか否かを決定し、決定後速やかに結果を本人に通知するものとする。

（会費）

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める一般社団法人内外情勢調査会会費規程（以下「会費規程」という。）に基づき、会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員は会費規程により、会費の支払を免除されることがある。

（会員の特典）

第8条 会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の配布を受けることができる。

（任意退会）

第9条 会員は、入退会規程に基づき、所定の期日までに退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、定款第12条第2項の規定により、既に支払われた会費は

理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。(1) この定款その他この法人の規程・規則に違反したとき (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納付しないとき (2) 総正会員が同意したとき (3) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき (4) 死亡、解散又は破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。(1) 会員の除名 (2) 理事、監事の選任又は解任 (3) 理事および監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散および残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類および開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会とする。2 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。(2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項および招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。2 第15条第3項第2号の規定に基づく臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第18条 総会は総正会員数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。2 前項の議事録には、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(種類および定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。(1) 理事 3名以上11名以内 (2) 監事 1名以上3名以内 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人法に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条 理事、監事は、総会の決議によって選任する。2 代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常任理事1名を選定することができる。5 この法人の理事のうち、

理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務および権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。4 会長、常任理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

第30条 役員には、職務執行の対価としての報酬を支給することができる。2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。3 前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるところによる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）および監事の間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。2 顧問は会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べることを職務とする。3 顧問の選任および解任は、理事会において決定する。4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事および業務執行理事の選定並びに解職 (4) 総会の日時および場所並びに目的である事項の決定

(開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。(1) 会長が必要と認めたとき。(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求を

した理事が招集したとき。(4) 一般社団・財団法人法の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合および前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。2 前条第3号の場合は当該理事が、前条第4号の場合には当該監事が、理事会を招集する。3 会長は、前条第2号又は前条第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 資産および会計

(財産の種類別)

第44条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持および管理に努めるものとする。2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

(事業年度)

★ 第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を

受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。(1)

事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書

(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表および損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については

承認を受けなければならない。3 第1項第1号から第5号の書類および監査報告 (以下

「計算書類等」という) を定時総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に

備え置くとともに定款および正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。4

正会員およびこの法人の債権者は、計算書類等および定款について、正会員は正会員名簿について、この法人の業務時間内はいつでも、それぞれ法令の定めるところにより閲覧等の請求をすることができる。

(会計原則等)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併および解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第53条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は

一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。2 事務局には、所要の職員を置く。3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告の方法は電子公告による。2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。中田正博

この法人の登記の日に就任する理事および監事は次に掲げる者とする。理事…中田正博
越後正人 本多常雄 緒方四十郎 佐々淳行 川島廣守 曾野綾子 行天豊雄 石原信雄
斉藤邦彦 監事…永井良孝 鮫島忠男

一般社団法人

内外情勢調査会

会員サービスFAQ

お知らせ

個人情報保護方針

著作権・免責

コメントライナー

業務・財務関連資料

お問い合わせ

〒104-8178

東京都中央区銀座5-15-8

時事通信ビル内

Tel.03-3546-7040



内外情勢調査会は、株式会社時事通信社の関連団体です

<https://www.jiji.co.jp>

Copyright © 一般社団法人内外情勢調査会 All Rights Reserved.

整理番号 4-6

支出証拠書

4/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和6年4月30日～令和 年 月 日	金額	8,200 円

目的	各方面における情報収集
使途	4月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 令和6年4月30日

2024年4月分 領収証 発証No. [REDACTED]

佐野 愛子 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,900*

本郷286
合計金額 **¥8,200***
8%対象 8,200円
内消費税 607円
(口座振替分)

※は軽減税率対象 釣銭: 10000:1800 5000: 1000:
春です 新学期が始まりました。
新聞も楽しい記事満載です。 登録番号: T2080002017636

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収 担当: [REDACTED]
有限会社 新聞販売 [REDACTED]
静岡県藤枝市宮原534番地 [REDACTED]
TEL (054) 639-0126・0903

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,200 円	/	8,200 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料(令和6年4月請求分)		
年月日	令和6年4月30日～令和 年 月 日	金額	3,720 円

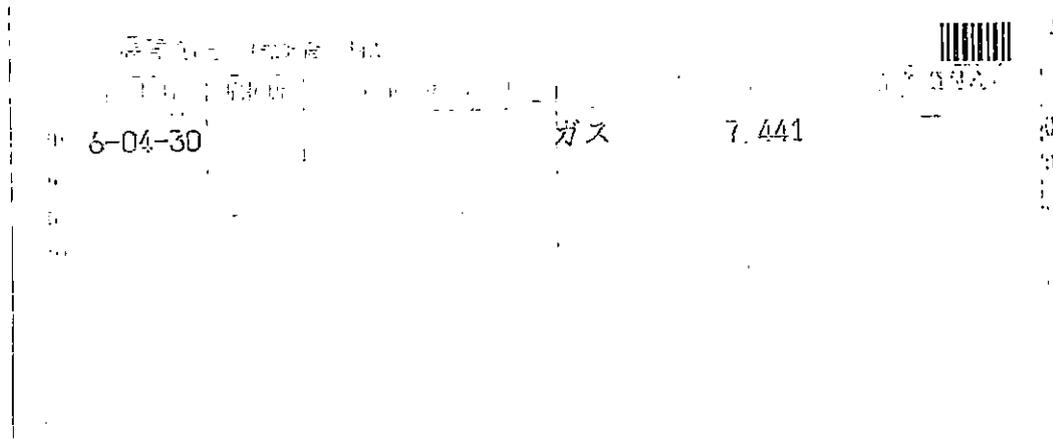
目的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

*通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文を別紙添付する

*ひかり電話オプション利用料A(S)の利用理由

オプション料990円の内訳は、着信電話転送550円、ナンバーディスプレイ440円である
 着信転送は、夜間や休日に事務所で電話受信した場合、本人携帯電話へ転送している
 ナンバーディスプレイは、留守番電話で受信した後、折り返し連絡する場合の電話番号確認ができる
 また、電話対応時の聞き間違いを防ぐことができる



案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,441 円	1/2 %	3,720 円

平成23年6月10日

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

ふじのくに県議団藤枝
佐野愛子事務所 様

光インターネット ご契約商品のご案内

拝啓 毎度格別の御引立てに賜り厚く御礼申し上げます。
この度は弊社サービスを利用していただき誠にありがとうございます。

お客様の現在の御契約商品の明細は下記の通りでございます。
尚、自動振替口座の御通帳の印字は「ガス」で御座いますが
インターネット利用料金及び電話関係料金として自動振替させていただきます。

尚、ご不明な点が御座いましたら下記までご連絡をお願い致します。
今後とも弊社を宜しくお願い致します。

敬具

単位(円)

御利用商品名	御利用料金	
ひかりインターネット	4,500	毎月請求(当月御利用分)
ひかり電話通話料(※1※3)	-	毎月請求(前月御利用分)
ユニバーサルサービス料(※1 ※2)	7	毎月請求(前月御利用分)

※1 ひかり利用料・通話料・ユニバーサルサービス料は御利用月の翌月請求となります。

※2 ユニバーサルサービス制度はNTT東日本や西日本が加入電話などのユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/

※3 ひかり電話通話料は御利用分だけの請求となります。

株式会社 ビック東海
沼津市寿町8番28号 メディアプラザ2階
放送通信センター 管理課
TEL 0120-696-942
FAX 055-922-5694

令和6年4月

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
2	県庁会派打合せ、市ノ瀬総会	自宅—県庁、市ノ瀬	60
3	県庁知事面会、商工会議所意見交換	自宅—県庁、岡出山	65
4	議員総会、会派打ち合わせ	自宅—県庁	57
5	ふじのくに国際高校開校式視察	自宅—金谷	50
7	滝沢地区自治会意見交換	自宅—滝沢	3
8	瀬戸谷小学校意見交換、清静高校意見交換 FM島田収録	自宅—本郷潮島田	55
9	藤枝順心高校入学式意見交換	自宅—前島	25
10	会派情報交換藤枝学院意見交換	自宅—県庁、大手	60
11	県庁事務整理	自宅—県庁	57
12	県教委、県立美術館視察	自宅—県庁、草薙	75
16	会派意見交換	自宅—県庁	57
17	会派情報交換、内外講演会	自宅—県庁	57
18	知事打ちあわせ心愛役員会	自宅—県庁、青島北	60
19	県庁政策事務	自宅—県庁	57
20	藤枝市観光政策、日中、花の会意見交換	自宅—茶町、五十海、駅前	30
21	メーデー意見交換	自宅—島田公園	30
22	ことば学院情報収集	自宅—南部公民館	56
23	事務整理、FM県政報告収録	自宅—青木、島田	33
24	新茶初取引視察、県庁事務連絡	自宅—堀之内県庁	58
25	子どもと本つなぐ会意見交換	自宅—駅南	25
26	退職教員意見交換、戦没者追悼意見交換、建築士会意見交換	自宅—田沼、静岡	60
29	中部剣道大会情報収集	自宅—前島	18
30	志太榛原農林意見交換	自宅—南新屋	25
	合 計		1,073

19, 314

整理番号	4-9
------	-----

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	事務員雇用 (令和 6 年 4 月分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日	金 額	38,739 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和 6 年 4 月分

氏名 

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
34.5H ¥1,200/h	日数 9 日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
41,400	3,150	44,550			0	44,550

受領印 
受領日 4月30日

$44,550 \text{円} \times 30/34.5 = 38,739 \text{円}$

案分の理由 後援会業務も含まれてい るため稼働時間で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	44,550 円	30/34.5 %	38,739 円

雇用実績表

4月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火	4	3.5	月初スケジュール確認、案内文書確認
3	水			
4	木			
5	金	4.5	4	資料作成
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4	3.5	資料作成、来客対応
10	水			
11	木			
12	金	4	3.5	資料作成、来客対応、
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	4	3.5	資料作成、書類整理ファイリング
17	水			
18	木			
19	金	4	3.5	資料作成、前年度書類保存作業
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	2	1.5	資料作成
24	水			
25	木			
26	金	4	3.5	資料作成、前年度書類保存作業
27	土			
28	日			
29	月			
30	火	4	3.5	次月スケジュール確認、各種資料整理ファイリング
計	(A)	34.5	(B)	30

上記のとおり雇用したことを証明する。 令和6年4月30日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
①(B){ 時間 分}×単価{ 円}= 円
②総支給額{ 41,400 円}×30(B)/34.5(A)= 36,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内 容	事務員雇用 (令和6年4月分)		
年 月 日	令和6年4月1日～令和6年4月30日	金 額	60,600 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和6年4月分

氏名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
47H ¥1,200/h	日数12日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
56,400	4,200	60,600			0	60,600
					受領印	XXXXXXXXXX
					受領日	4月30日

47h × 1,200円 = 56,400円

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,600 円	/ 100%	60,600 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	事務員雇用 (令和6年4月分)		
年月日	令和6年4月1日~令和6年4月30日	金額	36,000 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和6年4月分

氏名 

給与 36H ¥1,000/h	通勤手当 日数 日 ¥ /日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 36,000	円	円 36,000	円	円	円 0	円 36,000

受領印 
受領日 4月30日

$36h \times 1,000円 = 36,000円$

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	36,000 円	/ 100%	36,000 円

支出証拠書

5/14

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料		
年月日	令和6年5月14日～令和 年 月 日	金額	49,720 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和6年4月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-05-1423003		通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N053	*49,500	
	残高	

島田掛川信用金庫
島田本店営業部
普通 916955
カ) エフエムシマダ

送金料金 *220円
振込予定日 06-05-14
サノ アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちょ銀行 ——

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	49,720 円	100%	49,720 円

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御請求書

2024年4月30日

No. XXXXXXXXXX

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 飯塚 誉

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700

登録番号:T4080001014459

2024年4月度

期間 2024/04/01~2024/04/30

ご請求額 ¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

※振込手数料は貴社ご負担にて

お願い申し上げます。

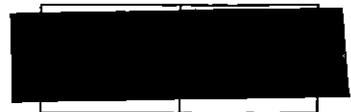
〈お振込み先〉

島田掛川信用金庫 島田本店営業部

普通 0916955

株式会社 FM島田

費 目	請求金額	備 考
コーナ一料	45,000	
小 計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合 計	¥49,500	



支出証拠書

5/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請静活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料及びモバイル通信料(令和6年4月請求分)		
年月日	令和6年2月21日～令和6年3月20日	金額	5,021 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>除外するものは下記の通り</p> <p>① iPhone セキュリティパックプラス 600 円 (税別)</p> <p>② あんしん保証パック 1,164 円 (税別)</p> <p>③ 付属品 分割支払金/賦払金 402 円 (税込)</p> <p>除外額の計算</p> <p>(①600円+②1,164円)×1.1+③402円=2,342円</p> <p>請求額 12,384 円－除外額 2,342 円=対象額 10,042 円</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で1/2ずつを案分	10,042 円	1/2	5,021 円
		%	

[ページを印刷する](#)

照会口座

05月28日 11時44分時点

照会内容を変更する

(全3件) 並び替え: 番号 | 日付 | 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
002	2024年05月27日分	出金	49,645円			ペイ*切込

05月28日 06時00分時点

[前ページ](#) [1](#) [次ページ](#)[ダウンロード](#)

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

